

# 令和6年度諏訪市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年6月28日制定

## 1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進を図る。

## 2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 3 適用範囲

この調達方針は、諏訪市財務規則第2条に規定する主管及び本市における地方公営企業法第14条に規定する組織（以下「適用部署」という。）での物品等の調達に適用する。

## 4 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づく事業所等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型、B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2)障害者を多数雇用している企業等

- ア 障害者雇用促進法の特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
  - ※① 障害者の雇用数が5人以上
  - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
  - ③ 雇用障害者の割合に占める重度障害者の割合が30%以上

(3)在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

## 5 調達の対象品目

本市において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

### (1)物品

- ・啓発用物品・記念品等（食品類（クッキー、お弁当、お菓子等）、ファイル、石けん、紙製品、その他小物雑貨等）

### (2)役務

- ・印刷（広報誌、ポスター、リーフレット、ちらしなど）
- ・クリーニング
- ・草取・清掃作業（施設敷地内草取等）
- ・大型生ごみ処理機管理委託
- ・古紙回収再生事業委託
- ・その他役務（シール貼り、袋詰め、包装、組立など）

## 6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

令和6年度に本市が達成すべき優先調達の目標を、以下のとおり定める。

優先調達の目標額 260万円以上

### <個別目標>

	種別	調達品目等	調達目標額
物品	啓発用物品・記念品等	食品類（クッキー、お弁当、お菓子等）、ファイル、石けん、紙製品、その他小物雑貨等	75万円以上
役務	印刷	広報誌（公民館だより等）、ポスター、リーフレット等	1万円以上
	クリーニング	クリーニング	1万円以上
	草取・清掃作業	施設敷地内草取等	35万円以上
	大型生ごみ処理機管理委託	大型生ごみ処理機管理委託	50万円以上
	古紙回収再生事業委託	庁舎内の古紙回収再生事業委託	95万円以上
	その他役務	シール貼り、袋詰め、包装、組立など	3万円

## 7 調達の推進方法

(1)本市では、障害者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、適用部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。

(2)障害者就労施設等への優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適

用部署において十分に検討する。

8 調達方針及び調達実績の公表

(1)本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。

(2)調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により、公表する。